

臨江閣の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(使用料) 第7条 臨江閣を利用しようとする者は、利用許可を受ける際、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、別に納期を定めて使用料を納付させることができる。 (入館の拒否等) 第13条 省略 (指定管理者による管理) 第14条 臨江閣の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) 臨江閣の利用に関する業務 (2) 臨江閣の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) その他教育委員会が定める業務 3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、臨江閣を適正に市民の利用に供しなければならない。 4 指定管理者は、臨江閣を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。 5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条から第6条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。 (利用料金) 第15条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長は、適当と認めるときは、指定管理者が使用料の額の範囲内において市長の承認を得て定める額を、臨江閣の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)とし、当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2 市長は、必要があると認めるときは、利用料金の一部を市の歳入として指定管理者から徴収することができる。 3 第1項の規定により利用料金を収受させる場合における第7条から第9条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指	(使用料) 第7条 臨江閣を利用しようとする者は、利用許可を受ける際、別表に定める使用料を納付しなければならない。<u>ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。</u> (入館の拒否等) 第13条 省略

<u>定管理者」とする。</u> (委任) <u>第16条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市規則</u>で定める。	(委任) <u>第14条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	---